

「高等職業訓練促進給付金等」のご案内

～母子家庭の母または 父子家庭の父の就業を支援します～

■高等職業訓練促進給付金等とは・・・

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつきやすい対象資格(看護師や介護福祉士など)を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために**高等職業訓練促進給付金**を、また修業終了時に**高等職業訓練修了支援給付金**を支給します。

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業をする場合には就職の際に有利となり、かつ、6月以上12月未満の修業が予定されている資格も支給対象です。

■制度を利用できる方は・・・ 次の全ての条件を満たす方が対象です

- ・市内に住民登録している20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または、同等の所得水準にある方
 - *扶養義務者の所得制限額超過や、遺族、障害年金等の受給を理由に児童扶養手当の支給が受けられない場合も、本人の所得によっては、給付金の支給要件に該当する場合があります。
- ・対象の資格を取得するため、養成機関において1年以上修業し対象の資格取得が見込まれる方
- ・対象の資格を取得するための修業と就労または育児の両立が困難と認められる方
- ・現在、求職者支援制度における職業訓練受講給付金など、高等職業訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付を受けていない方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金等を受けていない方

■対象となる資格は・・・

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPIC認定資格等

■支給期間は・・・

①高等職業訓練促進給付金

修業する期間の全期間(上限48か月)です。

※1 修業開始日以後、申請された日の属する月より支給します。

(修業途中からの申請も可能)

※2 修業期間中に児童が20歳になった場合は20歳になった月までの支給となります。

※3 准看護師の資格取得後に引き続き看護師資格を取得する場合の支給期間は、最大48か月となります。

(看護師養成機関入学前に事前相談及び入学後に申請の手続きが必要です。)

②高等職業訓練修了支援給付金

修業開始時及び修業修了時に母子家庭の母または父子家庭の父であること

■支給額は・・・

	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金	月額 100,000円	月額 70,500円
修業期間の最後の12か月	月額 140,000円	月額 110,500円
高等職業訓練修了支援給付金	50,000円	25,000円

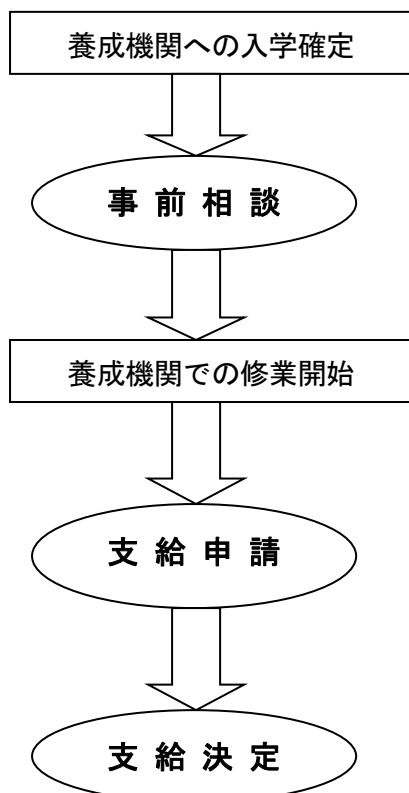
- ※1 支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。
- *同居家族に市民税課税の方がいる場合は、申請者が非課税でも、課税世帯の支給額となります。
 - *支給額は、4～7月分は前年度、8～翌3月分は当年度の課税状況により決定します。
- ※2 准看護師養成機関で2年間の修学をしている方が、看護師資格の取得を希望し追加で2年看護師養成機関で修学することになった場合、准看護師課程の2年目を最終年限とせず、看護師課程の2年目（4年目）を修業期間の最後の12か月として、月4万円の増額の支給になります。

例) 准看護師養成機関（2年制）修了後、引き続き看護師養成機関（2年制）で修業される場合

1年目	2年目	3年目	4年目
准看護師課程（2年間）		看護師課程（2年間）	
受給	受給	受給	受給（4万円増額）

■高等職業訓練促進給付金の手続きについて

〈 申請手続き 〉



①養成機関で入学が確定しましたら、**こども政策課で事前相談**をしてください。

事前相談では、資格取得の計画や生活状況などを伺い、受給対象かどうかの確認を行います。事前相談は養成機関への入学3か月前から受付しています。

【事前相談に必要なもの】

- ・養成機関からの合格通知証
- ・学費やカリキュラムの記載された書類

②養成機関での**修業を開始した日以後に**、必要書類をそろえて、こども政策課に**支給申請**をしてください。

③申請書類を審査し、支給（不支給）決定通知書を送付します。**決定通知書は大切に保管してください。**

支給申請に必要な書類

- ①支給申請書、同意書・・・所定の様式
- ②申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ③世帯全員の住民票
- ④申請者及び同居家族の所得証明書
- ⑤申請者の児童扶養手当証書の写し
- ⑥申請者及び同住所の扶養義務者のマイナンバーの分かるもの
- ⑦本人確認できるもの（運転免許証など）
- ⑧印鑑
- ⑨振込先の通帳
- ⑩単位取得証明書又はそれに代わるもの

（修業している養成機関の長が発行する在籍および既取得単位を証明する書類）

※1②、③の書類は、児童扶養手当証書の写しを添付することで省略することができます。

※2③、④の書類は、公簿等により市で確認可能な場合、省略することができます。

〈 請求手続き 〉

- ・修業期間中は、**毎月10日まで**に養成機関発行の**出席状況確認書**を提出。（郵送提出可）
締め切りを過ぎて提出された場合は、お振込みが遅れる場合があります。
出席状況が確認できない月は支給できません。（夏季休暇を除く）
- ・10日までの提出分は、原則として月末までに指定金融機関に振り込みます。

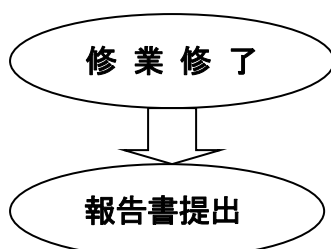
〈 必要な届出 〉

対象の要件に該当しなくなった場合は、速やかに届出してください。

- ①母子父子家庭でなくなったとき（婚姻、事実上の婚姻）
- ②本人の所得が児童扶養手当の所得制限額を超えたとき
- ③養成機関での修業を途中でやめたとき（退学、休学）
- ④春日部市に住所を有しなくなったとき

■高等職業訓練促進給付金修業期間修了報告書の提出について

〈 手続き 〉



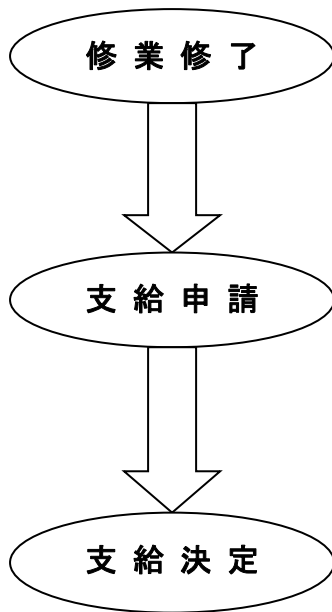
養成機関での**修業を修了した日の翌日から30日以内に**、必要書類をそろえて、こども政策課で**修業期間修了報告書を提出**してください。

【手続きに必要なもの】

- ・修了証明書等の写し

■高等職業訓練修了支援給付金の手続きについて

〈 申請手続き 〉



養成機関での修業を修了した日の翌日から30日以内に、必要書類をそろえて、こども政策課で支給申請をしてください。

※高等職業訓練促進給付金を受けて准看護師養成機関を修了された後、引き続き看護師養成機関で修業される場合は、看護師養成機関修了時に申請していただきます。

申請書類を審査し、支給（不支給）決定通知書を送付します。決定通知書は大切に保管してください。

支給申請に必要な書類

- ①支給申請書、同意書・・・所定の様式
 - ②申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
（修業開始日及び修了日における状況を証明できるもの、修了日以後に発行されたもの）
 - ③世帯全員の住民票
 - ④申請者及び同居家族の所得証明
 - ⑤申請者の児童扶養手当証書の写し
 - ⑥養成機関の発行する修了証書の写し
 - ⑦申請者及び同住所の扶養義務者のマイナンバーの分かるもの
 - ⑧本人確認できるもの（運転免許証など）
 - ⑨印鑑
 - ⑩振込先の通帳
- ※1②、③の書類は、児童扶養手当証書の写しを添付することで省略することができます。
※2③、④の書類は、公簿等により市で確認可能な場合、省略することができます。

問い合わせ

春日部市役所 1階 こども政策課 電話：048-736-1111（内線 2576～2580）